

和泉市建設工事検査要綱

平成24年4月

(最終改訂：令和8年4月1日)

和泉市総務部契約検査室

和泉市建設工事検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づく検査及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項に基づく完成時の施工状況の確認及び評価並びに和泉市財務規則（昭和39年和泉市規則第12号。以下「財務規則」という。）第109条の規定に基づく、和泉市が発注する建設工事及び和泉市上下水道部が発注する上下水道工事（以下「工事」という。）の検査の実施について必要な事項を定め、もって検査の円滑かつ適正な執行及び工事の品質確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 検査とは、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資するための検査で、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認することをいう。
- (2) 発注者とは、市長又は水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長で予算執行機関の長をいう。
- (3) 工事主管課長とは、工事の請負契約の施行を主管する課等の長をいう。
- (4) 監督職員とは、財務規則第107条（監督）に規定する職員をいい、総括監督員、副総括監督員、主任監督員、監督員を総称する。
- (5) 検査職員とは、財務規則第109条（検査）第1項に規定する職員をいい、本市の職員とする。
- (6) 完成検査とは、受注者の契約履行の確認を行う検査をいう。
- (7) 指定部分完成検査とは、設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分の完了を確認するための検査をいう。
- (8) 出来高検査とは、工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合、又は契約を解除する場合において行う出来高部分の確認をするための検査をいう。
- (9) 随時検査とは、工事の施工途中において、随時検査実施基準（別表第1）に基づいて行う現場中間検査をいう。
- (10) 設計図書とは、別冊の図面、仕様書、金抜き設計書（参考資料として配布された場合を除く。）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を

いう。

(1 1) 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

(1 2) 現場代理人等とは、現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者をいう。

(検査職員の職務等)

第3条 検査職員は、検査の実施に当たってこの要綱、財務規則及び和泉市上下水道部事務分掌規程（平成23年和泉市上下水道規程第3号）並びにその他関係法令に基づき、厳正にその職務を行わなければならない。

2 検査職員は、適正な検査を実施するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

3 検査職員は、職務の執行に当たって知り得た契約相手方の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(検査等の実施区分)

第4条 総務部契約検査室検査担当（以下「検査担当」という。）が行う検査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当初契約の請負金額が2,000万円以上の工事。ただし、別表第2の各号に掲げる工事は除く。

(2) その他総務部契約検査室検査担当課長（以下「検査担当課長」という。）が必要と認めた工事。

2 当初契約の請負金額が2,000万円未満の工事については、前条第1項及び第2項並びに第3項の規定に基づき工事主管課長が行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第3の各号に掲げる工事については、検査を省略することができる。

(検査の内容)

第5条 検査は、和泉市建設工事検査技術基準（平成24年4月1日制定）に基づき、契約ごとに個別に、実地に行うものとし、工事目的物について、契約書、設計図書その他工事に関する関係書類により行うものとする。また、工事目的物の出来形、出来ばえ、品質及び工事の実施状況について、適否の判断・評定を行うものとする。

2 検査職員は、必要があると認めるときは、工事目的物を最小限度掘削、解体、破壊等の方法で検査することができるものとする。

(検査等の依頼の手続き)

第6条 工事主管課長は、第4条第1項に規定された工事の検査等を受けようとするときは、検査依頼書(完成・部分完成・出来高・随時)(様式-1)に課内検査結果を記入した課内検査報告書(様式-2)を添えて検査担当課長に依頼しなければならない。

2 検査担当課長は、工事検査の依頼を受けたときは、検査の日時その他必要な事項を検査通知書(様式-3)により、工事主管課長に速やかに通知し、実施しなければならない。

(検査の準備)

第7条 工事主管課長は、検査を受けるに当たって、あらかじめ次に掲げる書類を準備しなければならない。

- (1) 契約図書
- (2) 工事内容に関する書類
- (3) 工事の施工状況に関する記録書類
- (4) 材料及び製品検査に関する書類
- (5) その他当該工事に関する一切の書類

(検査の立会)

第8条 検査は、次に掲げる者の立会のもと行うものとする。この場合において、検査職員は、これらの者に対し当該検査に関し必要な範囲内で、事実の説明その他必要な措置を求めることができ、受注者は、現地検査において出来形計測等のときには協力しなければならない。

- (1) 当該工事の監督職員
- (2) 当該工事の現場代理人等

(検査の中止)

第9条 検査職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該検査を中止することができる。この場合において、検査職員は、検査担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 正当な理由なしに検査の立会いを拒否されたとき。
- (2) 検査に際し現場代理人等が検査職員の指示に従わないとき。
- (3) 検査の執行を妨害したとき。
- (4) その他検査の実施について支障があると認めるとき。

(軽微な瑕疵の修補指示)

- 第10条 検査職員は、完成検査等において工事の完成を確認した場合で、工事目的物の使用に影響を与えない程度の軽微な瑕疵を認めた場合は、検査指示書（様式－4）により受注者に対して期限を定めて修補を指示するものとする。
- 2 前項の場合において、受注者が修補をしない場合は、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年4月28日制定）に基づき、発注者は受注者に対し相応な処分をすることができる。
- 3 第1項の指示を行った検査職員は、監督職員から修補完了の確認をしたことの報告を受けるものとする。

(手直しの指示)

- 第11条 検査職員は、完成検査等の結果、工事目的物が設計図書等に適合しておらず、修補が必要と認める場合は、その修補内容を検査指示書（様式－4）により、発注者（専決者：総務部長）に報告するものとする。
- 2 前項の報告を受けた発注者は、手直し通知書（様式－5）により受注者に対して修補を指示するものとする。
- 3 前項の場合において、受注者が修補をしない場合、発注者は契約の解除又は損害の賠償、若しくはその両方を受注者に請求することができる。
- 4 第2項の修補が完了した場合、発注者（専決者：総務部長）は、受注者に対して手直し完了報告書（様式－6）を提出させるものとし、同報告書の提出があったときは、その旨を工事主管課長に連絡するものとする。
- 5 前項の連絡があった場合、工事主管課長は、修補の完了を確認した後、速やかに、検査担当課長に対して手直し箇所の検査の実施を依頼するものとする。
- 6 第6条から前条までの規定は、前項の手直し箇所の検査について準用する。この場合において、これらの規定中「検査」とあるのは、「手直し箇所の検査」と読み替えるものとする。

(検査結果及び成績評定の報告)

- 第12条 検査職員は、検査の結果、契約図書の内容に適合したものであると認めるときは、和泉市建設工事成績評定要領（令和8年4月1日制定）に基づき成績評定を行うとともに、次の各号に掲げる検査報告書等のうち該当するものを速やかに作成し、検査担当課長に報告しなければならない。
- (1) 完成検査 検査調書（様式－7）、完成検査結果報告書（様式－8）、建築（電気設備・機械設備工事含む）工事成績評定書（様式－9）、土木工

事成績評定書（様式－ 9）

（2）部分完成検査 部分完成検査結果報告書（様式－ 8）

（3）出来高検査 出来高検査結果報告書（様式－ 8）

（4）随時検査 随時検査結果報告書（様式－ 8）

2 検査担当課長は、財務規則第 109 条（検査）第 2 項の規定に基づき、前項に規定する報告書等を受領したときには、工事成績報告書（様式－ 10）を発注者（専決者：総務部長）に提出しなければならない。

3 検査担当課長は、前項に規定する検査報告書（様式－ 11）等を工事主管課長に送付するものとする。

（検査等の委託）

第 13 条 市長は、必要と認めるときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 15 第 4 項の規定により、検査等を市職員以外の者に委託することができる。

2 前項の規定により市長から委託を受けた者が検査を行う場合は、本要綱の規定を準用する。

（工事主管課長等が実施する検査）

第 14 条 第 4 条第 1 項第 1 号ただし書及び第 2 項に規定する工事主管課長が実施する検査については、契約検査室が実施する検査に準じて行うものとする。

2 工事主管課長は、工事の完成検査等を行ったときは、速やかに建築（電気設備・機械設備工事含む）工事成績評定書（様式－ 9）、土木工事成績評定書（様式－ 9）、検査調書（様式－ 7）を発注者（専決者：検査担当課長）に提出しなければならない。

（補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか検査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 和泉市工事検査要綱（昭和 60 年 8 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年4月21日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和2年5月28日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和7年3月24日）

（施行期日）

1 この訓令は、令達の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際この訓令による改正前の様式により提出された書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

1 この訓令は、令和7年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に既に締結している契約については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の和泉市建設工事検査要綱の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に契約締結する和泉市が発注する建設工事及び和泉市上下水道部が発注する上下水道工事（以下「工事」という。）について適用し、施行日前に契約締結された工事については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

随時検査実施基準

	随時検査項目	実施基準
1	完成検査時に水中又は土中に没し明視できない当該工事の主構造物	水中又は土中に没する前
2	該工事の主たる構造物	躯体に没する前 (配筋完了コンクリート打設前)
3	天井、壁等仕上げ材に隠蔽される箇所の当該工事の主たる工作物	隠蔽される前
4	高所又は低所の施工箇所で完成検査時に確認困難なもの	足場撤去前
5	特殊又は重要な工作物で確認が必要であると思われるもの（工場検査を含む）	検査担当課長が必要と認めるもの
6	その他	検査担当課長が必要と認めるもの
備考	やむを得ない事情により、上記検査が実施できない場合は、工事写真検査によることができる。	

別表第2（第4条関係）

工事主管課長が行う検査

1	舗装工が主たる工事
2	防水改修工事、屋根葺き替え工事、キュービクル改修工事、受水槽取換工事、照明LED改修工事でこれらの工種が主たる工事、空き家改修工事
3	施設や構造物の解体を目的としたもので、出来形の評価ができない工事
4	その他、上記以外にも検査担当課長が認めた工事

ただし、当初契約の請負金額が2,000万円以上の国庫補助対象工事及び予定価格が9,000万円以上の工事は除く。

別表第3（第4条関係）

検査職員が行う検査を省略することができる工事

- 1 水道技術管理者が行う管路及び施設に関する部分
- 2 特殊機械器具の構造及び性能に関する部分
- 3 緊急工事（和泉市随意契約ガイドライン第5号）に該当するもの
- 4 その他検査担当課長が認めたもの

様式

様式 番号	申請書式	申請区分	(提出者)	(あて先)
様式1	検査依頼書	(完成・部分完成・出来高・随時)	工事主管課長	検査担当課長
様式2	課内検査報告書	(完成・部分完成・出来高・随時)	工事主管課長	検査担当課長
様式3	検査通知書	(完成・部分完成・出来高・随時)	検査担当課長	工事主管課長
様式4	検査指示書	(完成・部分完成・出来高・随時)	検査職員	受注者 発注者(総務部長)
様式5	手直し通知書	(完成・部分完成・出来高・随時)	発注者(総務部長)	受注者
様式6	手直し完了報告書	(完成・部分完成・出来高・随時)	受注者	発注者(総務部長)
様式7	検査調書	(契約検査室及び工事主管課)	検査員 総括監督員 主任監督員 監督員	発注者 (総務部長)
様式8	検査結果報告書	(完成・部分完成・出来高・随時)	検査職員	検査担当課長
様式9	工事成績評定書	(土木・建築・電気・機械)	検査員 総括監督員 主任監督員 監督員	検査担当課長
様式10	工事成績報告書	(土木・建築・電気・機械)	検査担当課長	発注者(総務部長)
様式11	検査報告書	(完成・部分完成・出来高・随時)	検査担当課長	工事主管課長